

# 山梨県公報

第七百五十四号

平成十九年

四月十九日

木曜日

## 目次

### 告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部……二九三  
を改正する告示

自衛官の平成十九年度募集……………二九四

建築基準法に基づく道路位置指定……………二九四

### 公告

土地改良区役員の就任……………二九五

土地改良区役員の退任……………二九五

公共測量の終了……………二九五

基本測量の終了……………二九五

基本測量の実施……………二九五

山梨県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について……………二九五

開発行為に関する工事の完了について(四件)……………二九六

監査委員……………二九七

監査の結果に基づく措置状況……………二九七

## 告示

### 山梨県告示第六十五号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二二、九四一円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二二、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二二、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

### 附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償

基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

**山梨県告示第六十六号**

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成十九年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 採用予定数

- 1 平成十九年七・八月採用（男性）陸・海・空自衛官 約十名
- 2 平成十九年八月採用（女性）海自衛官 約一名
- 3 平成十九年十月採用（男性）海・空自衛官 約五名
- 4 平成二十年三・四月採用（男性）陸・海・空自衛官 約五十名
- 5 平成二十年三・四月採用（女性）陸・海・空自衛官 若干名

二 受付期間

- 1 平成十九年七・八月採用（男性）  
平成十九年四月一日（日）から同年六月八日（金）まで
- 2 平成十九年八月採用（女性）  
平成十九年四月一日（日）から同年六月八日（金）まで
- 3 平成十九年十月採用（男性）  
平成十九年四月一日（日）から同年八月二十四日（金）まで
- 4 平成二十年三・四月採用（男性）  
平成十九年四月一日（日）から同年九月二十一日（金）まで
- 5 平成二十年三・四月採用（女性）  
平成十九年八月一日（水）から同年九月七日（金）まで
- 6 ただし、平成二十年三・四月採用に係わる平成二十年三月の高等学校の卒業予定者又は中等教育学校の卒業予定者の受付については、文部科学省及び厚生労働省から示された期日以降に実施する。

三 受付場所

名 称

所在地及び連絡先

自衛隊山梨地方協力本部

甲府市北新一丁目七番九号  
電話〇五五 二五三 一五九一

自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所

甲府市寿町五番三号 飯島ビル  
電話〇五五 二二八 六四二七

自衛隊山梨地方協力本部大月地域事務所

大月市御太刀二丁目八番十号  
電話〇五五四 二二二 二二九八

自衛隊山梨地方協力本部  
南アルプス募集センター

南アルプス市桃園六百十一番地二  
電話〇五五 二八三 五一五〇

四 応募資格

日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。

五 試験期日

- 1 平成十九年七・八月採用（男性）  
平成十九年六月十一日（月）午前八時三十分から午後五時まで
- 2 平成十九年八月採用（女性）  
平成十九年六月十一日（月）午前八時三十分から午後五時まで
- 3 平成十九年十月採用（男性）  
平成十九年八月二十七日（月）午前八時三十分から午後五時まで
- 4 平成二十年三・四月採用（男性）  
平成十九年九月二十四日（月）午前九時から午後五時まで
- 5 平成二十年三・四月採用（女性）  
平成十九年九月二十五日（火）午前九時から午後五時まで

六 試験実施場所

自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 電話〇五五五 八四三三三五

**山梨県告示第六十七号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十九日

一 道路の位置

南アルプス市浅原字覚頭三八〇番四

二 道路の幅員

最大八・〇メートル 最小六・〇メートル

三 道路の延長

四六・一五メートル

山梨県知事 横内正明

## 公 告

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横内正明

就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	坂本 一之	甲斐市富竹新田四五番地	平成十九年三月二十六日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横内正明

退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	功刀 泰明	斐崎市旭町上条南割二四六〇	平成十九年三月二十九日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十九年三月三〇日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 一級水準測量

二 作業期間 平成十八年十月二十三日から平成十九年三月二十三日まで

三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十九年三月三十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間 平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

三 作業地域 山梨県内全域

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十九年三月三十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間 平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで

三 作業地域 山梨県内全域

● 山梨県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について

山梨県道路公社理事長から、次のとおり公告の依頼があった。

平成十九年四月十九日

山梨県道路公社公告第一号

山梨県知事 横 内 正 明

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。）第二十四条第三項の規定に基づき、有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のとおり定め、国土交通省関東地方整備局長の認可を受けたので、同条第四項の規定に基づき公告する。

平成十九年四月十九日

山梨県道路公社理事長 根 岸 秀 之

（適用）

第一条 当公社が法第二十四条第一項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第二条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条に定めるところによる。

（料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第三条 料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の收受を行うことができる程度に当該係員が当該收受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の收受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発信してはならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第四条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

一 葎崎市大草町若尾字本滝一〇〇の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
葎崎市水神一丁目三番一号 葎崎市長 横内公明

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

- 富士吉田市松山字熊穴一五七六、一五七七、一五七八、一五七九の一、一五八四の一、一五八五の一、一五八六の一、一五八七の二、一五八八の一、一五八九及び一五九〇の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区北大塚二丁目二十五番一号 株式会社 ジーエムトラスト 代表取締役 藤田宏治

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 中央市今福字中道下四四五の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲斐市竜王新町千七十八番地シャーマゾン内藤A二〇二 森本俊弘

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

富士吉田市新屋字東カジャ作一七二七の一、一七二七の二及び一七二八の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区渋谷一丁目四番十三号 キューピー株式会社 代表取締役 鈴木豊

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十九年四月十九日

#### 山梨県監査委員

野田金男
早川正秋
同
同
同
小林永子
高尾堅一

### ○森林総合研究所

1 監査執行年月日 平成18年5月30日

2 監査対象期間 平成17年度

3 指摘事項  
長期の収入未済金（債務者の死亡等により債権の回収が不可能な埋石売却代金）があり、不納欠損処分を指導してきたところであるが、処理されていなかった。

4 講じた措置  
関係法令に則り、当該債権の不納欠損処分に関する手続きを進める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番